

安城市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和4年8月22日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

1 令和4年安城市監査公表第19号（公表日令和4年6月28日）関係分

2 措置の状況

(1) 農務課（令和4年7月15日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
契約関係 農地情報公開システム支援業務において、前回と同様に契約書に規定している書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に務められたい。
措 置 状 況
契約書に規定する必要がない条項が契約書に規定されていたため、契約締結にあたっては、担当者に限らず上席者も契約書を精査し、契約書に規定すべきでない不要な条項がある場合は削除するなど、契約事項チェックリストを作成し契約内容を確認することを徹底した。

(2) 農務課（令和4年8月15日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
補助金関係 ジャンボタニシ駆除事業補助金交付事務において、前回と同様に実績報告書に添付されていた領収書のただし書に金種及び数量の内訳が記載されていなかったため、適切な事務執行に務められたい。
措 置 状 況
補助事業の実施者に、確認の上領収書のただし書に金種と数量の内訳を追記のうえ5月30日に再提出を受けた。 また、補助事業の実施者に、補助の実績報告に際し必要な事項として上記事項を書面だけではなく口頭でも説明の上、事業にとりかかるよう事務手順を改めた。